

ヤングケアラー支援作業部会の検討結果の報告について

1 所掌事項

- (1) ヤングケアラーの相談及び支援策の現状把握及び情報交換に関する事項
- (2) ヤングケアラーの相談及び支援策の検討に関する事項
- (3) その他ヤングケアラー支援に関し必要な事項

2 令和6年度の検討結果

(1) ヤングケアラー支援フロー（支援体制）について【別紙】

ヤングケアラー支援について、関係機関等が共通認識を持つことで、ヤングケアラー本人及びその家族を、地域で孤立させることなく早期に相談等につなげる体制を整備するため、ヤングケアラーに関する支援フロー等を整理した。

- ア ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的には子ども総合センターとし、ヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のあるくらしのまるごと相談課及び若者相談窓口についても位置付ける。
- イ 区民や地域活動団体等がヤングケアラーを発見した場合、子ども総合センター等に連絡するとともに、必要に応じて連携し、見守りを継続する。
- ウ ヤングケアラーの相談受付後、各相談窓口は、対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援等を行う。
※相談窓口により、実施内容は異なる。

(2) 支援策について

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、国の通知等において示された具体的な支援のあり方について、以下のとおり、区の考え方を整理した。

- ア 記名式等による実態把握
ヤングケアラーの把握においては、記名式等の個人が把握できる方法により調査を実施することが重要であるとされている。区では、区立小中学校において、年2回のふれあい（いじめ防止強化）月間に実施するアンケート調査において、子どもの困りごとを確認しているため、本調査で把握したヤングケアラーを支援につなげていく。
- イ ヤングケアラーコーディネーターの配置
ヤングケアラーコーディネーターは、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいてから支援へのつなぎにおける核になる人材とされている。区では、子ども総合センターやくらしのまるごと相談課の支援体制の中で、必要に応じて各課と連携しヤングケアラーの支援を実施していることから、現時点では配置しないが、今後必要に応じて検討する。

ウ 通訳支援メニュー等の追加

通訳支援のメニュー追加については、翻訳機の活用や入管の通訳支援サービスで対応できていることから、現時点では新たな支援は実施しない。また、通訳支援だけでなく支援メニューの追加が必要になった際は、新たな支援メニューの実施について検討を行う。

3 今後について

区民や関係機関、職員等に講演会や研修を通して、作業部会で整理したヤングケアラー支援フロー（支援体制）等を含め、ヤングケアラーの周知啓発を行い、地域全体でヤングケアラーを支援につなげていく体制を整備していく。併せて、学校においてふれあい月間に実施するアンケート調査等により、子どもから声をあげられる体制の整備を推進し、関係機関が連携し、適切に支援を行っていく。

作業部会においては、今回整理した支援フローをはじめ、ヤングケアラーの周知啓発に係る各課の取組の検討や、支援における課題の把握及びその対策の検討を行っていく。

ヤングケアラー支援フローについて

1 相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的に子ども総合センターとし、世帯の困りごとの相談の中でヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のあるくらしのまるごと相談課、若者のヤングケアラーを受ける可能性のある若者相談窓口についても位置付ける。

2 ヤングケアラーを発見した際の団体等の対応

(1) 庁内関係各課等

関係各課が提供している家事等の支援メニューにより、ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援し、ヤングケアラーの負担軽減を図るとともに、ヤングケアラーの見守りを行う。必要に応じて、子ども総合センター等と連携する。

(2) 自治町会やボランティア団体等

子ども総合センター等に連携するとともに、必要に応じて、見守りを継続する。

3 ヤングケアラーが連携された後の相談窓口の対応

(1) 子ども総合センター

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援を行う。また、他機関連携が必要な場合は、他部署と連携して支援する。

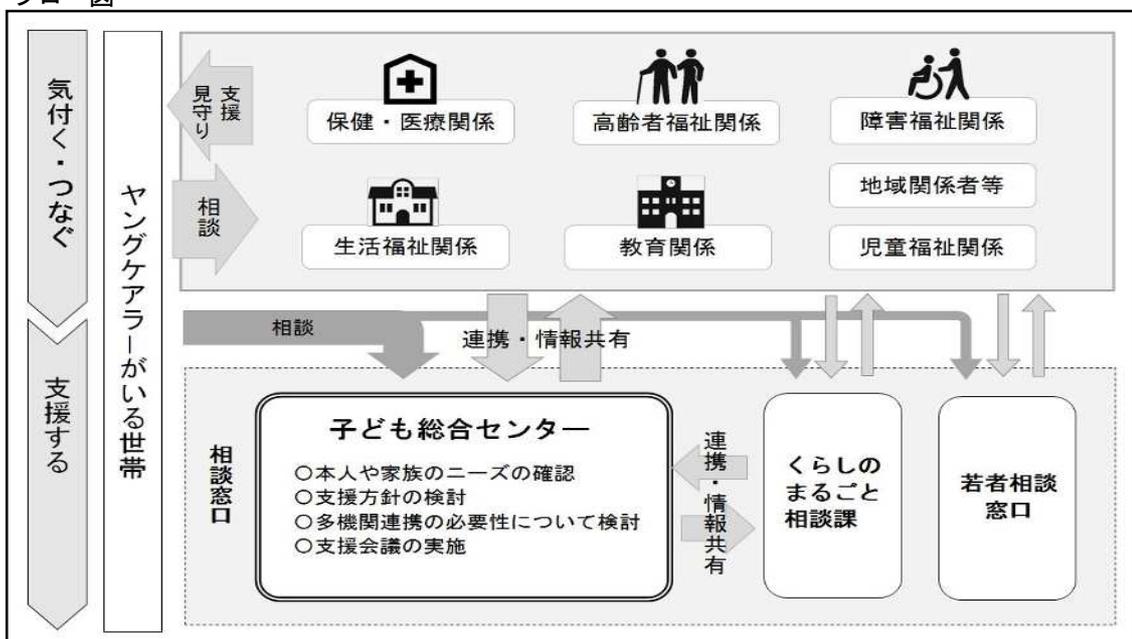
(2) くらしのまるごと相談課

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討や支援会議を実施し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

(3) 若者相談窓口

支援方針を検討し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

フロー図



関係各課の役割について

- 1 ㊦ヤングケアラーに関する周知・啓発及び㊧区民・職員・団体向け研修
 - (1) 子ども・子育て計画担当課
 - ・各課や関係機関、区民に、ヤングケアラーについての周知・啓発やヤングケアラーの可能性のある子どもの傾向等に関する研修を行う。
 - ・現在作成中の子どもの権利条例の学習動画の中にヤングケアラーの要素を入れ、道徳の授業で活用してもらう。
 - ・ヤングケアラー普及啓発ポスターを作成・配布する。
 - ・東京都が作成したヤングケアラー支援マニュアルDVDを配布する。
 - (2) 総合教育センター
 - ・各小中学校の先生が参加するヤングケアラーの研修を行う。
 - (3) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・研修テーマによって、支援事例や各課や関係機関との連携におけるポイントについて、現場の視点で紹介する。
 - (4) その他関係各課
 - ・講演会や研修に参加する。（講演会の内容等必要に応じて、委託事業者へ周知する。）
- 2 ㊨ヤングケアラーの把握
 - (1) 全て
 - ・全ての部署がヤングケアラー支援に対する認識を持ち、早期にヤングケアラーを発見できるようにする。
- 3 ㊩一次受け、聞き取り、㊪アセスメント、支援方針の検討
 - (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課、子ども・子育て計画担当課（若者相談）
 - ・ヤングケアラーに関する相談を受け付け、家族のケアの状況や利用中の福祉サービス等を確認した上で現状を分析し、支援方針を検討する。
- 4 ㊫他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定（支援会議等の実施）
 - (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、支援計画を策定し、関係機関の支援における役割を示す。
 - (2) 子ども・子育て計画担当課（若者相談）
 - ・若者のヤングケアラーの相談を受け付けた場合、関係各課と連携する。

5 ㊦支援の実施

(1) 子ども総合センター

- ・支援計画に基づき、子ども・若者や家庭に対しての支援を実施する。

(2) 暮らしのまるごと相談課

- ・支援計画に基づき、関係機関へつなぐまでの支援を実施する。

(3) その他の関係各課

- ・支援会議等で決定した役割に基づき支援を実施する。

(4) 子ども・子育て計画担当課（助成団体）

- ・助成団体において、ピアサポート等での共感型支援や支援団体による寄り添い支援を実施する。

6 ㊧見守り

(1) 子ども総合センター

- ・家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。また、関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。

(2) 暮らしのまるごと相談課

- ・関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。

(3) 総合教育センター（学校）

- ・学校において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

(4) 子ども・子育て計画担当課（助成団体）

- ・助成団体において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

(5) その他関係各課

- ・ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援する中で、ヤングケアラーのケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

7 ㊨ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成

(1) 子ども・子育て計画担当課

- ・NPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成する。

8 ㊩その他

(1) 記名式等調査の実施

- ・こども家庭庁からの通知「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行について」において、ヤングケアラーへの具体的な支援のあり方として、記名式等で個人を把握できる方法により調査を実施することが重要であるとされている。現在、区立小中学校では、年2回のふれあい（いじめ防止強化）月間に実施するアンケート調査において、子どもの困りごとを確認しているため、本調査で把握したヤングケアラーを支援につなげていくこととする。

(2) ヤングケアラーコーディネーターの配置

- ・都のヤングケアラー支援マニュアルにおいて、ヤングケアラーと思われる子どもに気づいてから支援へのつなぎにおいて核になる人材として、ヤングケアラーコーディネーターを支援体制に位置付けている。現状、子ども総合センターやくらしのまるごと相談課の支援体制の中で、必要に応じて各課と連携しヤングケアラーの支援を実施していることから、現時点では、ヤングケアラーコーディネーターの配置はしないが、今後必要になった際は検討する。

(3) 通訳支援メニュー等の追加

- ・通訳支援メニューの追加については、翻訳機の活用や入管の通訳支援サービスで対応できていることから現時点では新たな支援は実施しない。また、通訳支援だけでなく支援メニューの追加が必要になった際は、新たな支援メニューの実施について検討を行う。

(参考：港区では、家事支援や配食支援、外国語対応通訳派遣を実施しているが、利用実績はない。)

各課の役割

		子ども総合センター	くらしのまるごと相談課	総合教育センター	子ども・子育て計画担当課	その他
気づく・つなぐ 支援する	㊦ヤングケアラーに関する周知・啓発				◎	
	㊦区民・職員・団体向け研修 (ヤングケアラーの概念・特徴、区の支援体制)	○	○	○	◎	○ 関係団体
	㊦ヤングケアラーの把握	◎	◎	◎ 学校	◎ 助成団体	◎ 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医療等
	㊦一次受け、聞き取り	◎	○		○ 若者相談	
	㊦アセスメント、支援方針の検討	◎	○		○ 若者相談	
	㊦他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)	◎	○		○ 若者相談	
	㊦支援の実施	◎	○		○ 助成団体	◎ 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医療等
	㊦見守り	◎	○	◎ 学校	◎ 助成団体	◎ 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉・保健医療等
	㊦ピアサポート等活動費助成				◎	

◎主担当 ○副担当